

2024年12月13日

奈良県知事 山下 眞 殿

(〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県総務部法務文書課公益法人係 御 中)

〒634-0078

奈良県橿原市八木町1丁目6番23号

大和信用金庫八木支店ビル4階

弁護士法人やまと法律事務所

電話 0744-24-5315 FAX0744-25-7650

弁護士 松 岡 康 毅

弁護士 兒 玉 修 一

弁護士 幸 田 直 樹

通 知 書

当職は、公益社団法人橿原経済倶楽部(以下「当法人」と言います)の代理人として、貴職に対し、通知させていただきます。

さて、貴職は、当団体による2024年11月18日付行政指導中止等の申出に対し、令和6年12月6日付で、申出の対象となった行政指導が、「公益社団法人及び公益財団法人等に関する法律(平成18年法律第49号)第28条1項に規定する要件に適合しないものとは認められませんでした」との回答をされました(同月9日受領)。

しかし、以上のような通知では、貴職の実施されたとされる「調査」の内容が、まったく分かりません。

ここで、貴職に求められるところの「必要な調査」とは、①「当該行政指導の根拠となる法律に規定する要件に違反するか否か」、②「違反がある場合はその違反の内容及び程度等を確認し」、③「どのような是正手段が適切か」を判断するのに必要な調査をいうとされてます(平成26年11月28日総管第93号総務省行政管理局長通知参照。なお、番号が代理人が付しています)。上記申出は、主に上記②及び③にかかるものであることは、一読して明瞭かと思えます。

上記の内容について、貴職において実施したとされる調査の内容、さらに、貴職において「要件に適合しないものとは認められない」と判断した根拠について、速やかに明らかにするよう求めます。行政指導が、「相手方の任意の協力によっての

み実現されるものであること」(奈良県行政手続条例30条1項)は言うまでもないところ、上記のような応答では「任意の協力」は困難です。

ところで、上記「調査」にあたっては、「手続の公正性の観点から、当該行政指導に実質的に関与した職員や当該行政指導について利害関係を有する職員以外の職員が行うこと」が求められています(上記行政管理局長通知参照)。この点から、今回の調査を行った職員の所属・氏名についても明らかにするよう求めます。

そもそも、上記申出を行った後、当法人への照会その他実質的な意味における「調査」を実施することなく、上記ような通知に至ったとすれば、事実上、奈良県行政手続条例にかかる枠組を無視したことにもなりかねません。この場合には、再度の行政指導中止等の申出を行うとともに、上記行政指導が違法であった旨の公表(上記行政管理局長通知参照)についても求めることなると思料いたしますので、その旨もご承知おきください。

以 上